

新規指定時の消防法令・建築基準法令及び立地適正化計画 への適合状況の確認について

認知症高齢者グループホーム等における火災対策については、総務省消防庁に設置された「認知症高齢者グループホーム等火災対策検討部会」において検討が進められ、平成 25 年 9 月に報告書が取りまとめられました。

これを受け、厚生労働省、総務省消防庁及び国土交通省により、「認知症高齢者グループホーム等の火災対策の充実のための介護保険部局、消防部局及び建築部局による情報共有・連携体制の構築に関するガイドライン」が策定されています。

これまでも介護サービス事業者の指定に関する事前協議の際に、消防部局及び建築部局において、消防法令及び建築基準法令への適合状況について確認するよう指導してきましたが、高齢者福祉施設における火災対策の充実を図るため、新規の介護サービス事業者の指定の申請を受ける際には、消防法令及び建築基準法令への適合状況を確認することとします。

(1) 新規指定申請書類

事業所等が消防法令及び建築基準法令に適合していることを確認するため、新規の介護サービス事業者の指定の申請にあたっては、以下の書類を添えてください。

○対象サービス

通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護、
短期入所生活介護、短期入所療養介護、
特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、
小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護、認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院

○添付を要する書類

| | |
|----------|--|
| 消防法令関係 | 「消防法令適合通知書」 |
| 建築基準法令関係 | ・ 確認済証の写し及び検査済証又は工事完了届の写し ・ 福祉事業施設事前協議書（上記に該当しない場合） ・ その他事業所が建築基準法令に適合していることを証する書類 |

※「確認済証の写し及び検査済証又は工事完了届の写し」を提出する場合は、対象サービスの用途に供されることが確認できる場合に限ります。

※福祉事業施設事前協議書の取扱いについては下記ページに掲載されているフロー図等を御確認ください。

【建築行政課ホームページ】

https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kensido/home_tochi/home/kensido/kisoku/kenyousiki.html

(2) 相談窓口

消防法令及び建築基準法令に関する相談窓口は、それぞれ以下のとおりです。指定申請を行う前（事業所整備前）の計画の段階で、各法令へ適合しているかどうか確認してください。

なお、法令適合状況の確認には専門知識が必要です。あらかじめ建築士等に確認した上で、各窓口へご相談ください。

※土地の取得や建物の工事等に当たっては、本資料に掲載していない課への事前確認や協議等が必要になる場合がありますので、御注意ください。なお、着工後や申請後に関係法令等に抵触することが発覚した場合、事業所の指定はできませんので、必ず事前に関係課に確認をしてください。

○消防法令関係

| 窓 口 | 電話番号 | 管轄区域 |
|-----------------------------------|--------------|--|
| 中消防署 査察グループ 浜松市中央区下池川町 19-1 | 053-475-7561 | 中央区の区域 (中央地区、アクト地区、江東地区、県居地区、西地区、佐鳴台地区、城北地区、富塚地区、北地区、曳馬地区、萩丘地区、三方原地区) |
| 東消防署 査察グループ 浜松市中央区篠ヶ瀬町 1374 | 053-460-0119 | 中央区の区域 (積志地区、笠井地区、長上地区、中ノ町地区、蒲地区、和田地区) |
| 西消防署 査察グループ 浜松市中央区馬郡町 4074-1 | 053-592-0134 | 中央区の区域 (入野地区、神久呂地区、和地地区、伊佐見地区、庄内地区、雄踏地区、篠原地区、舞阪地区) |
| 南消防署 査察グループ 浜松市中央区森田町 98 | 053-442-0119 | 中央区の区域 (駅南地区、江西地区、可美地区、新津地区、白脇地区、飯田地区、芳川地区、河輪地区、五島地区) |
| 北消防署 査察グループ 浜松市浜名区細江町三和 2173-7 | 053-527-0119 | 浜名区の区域 (都田地区、新都田地区、細江地区、引佐地区、三ヶ日地区) |
| 浜北消防署 査察グループ 浜松市浜名区西美菌 58 | 053-586-0119 | 浜名区の区域 (浜名地区、北浜地区、中瀬地区、赤佐地区、亀玉地区) |
| 天竜消防署 査察グループ 浜松市天竜区二俣町二俣 481 | 053-922-0119 | 天竜区の区域 |

○建築基準法令

| 窓 口 | 電話番号 | 管轄区域 |
|---|--------------|------------------|
| 建築行政課 建築確認検査グループ 浜松市中央区元城町 103-2 6階 | 053-457-2472 | 中央区、浜名区（旧浜北区を除く） |
| 北部都市整備事務所 浜松市浜名区貴布祢 3000 番地 なゆた・浜北 3階 | 053-585-1154 | 浜名区（旧浜北区）、天竜区 |

※通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護は、立地適正化計画に基づく届出について、下記の窓口に確認してください。

| 窓 口 | 電話番号 | 管轄区域 |
|---|--------------|------|
| 都市計画課 都市戦略グループ 浜松市中央区元城町 103-2 6階 | 053-457-2644 | |